

越知町空き家改修費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は空き家を活用し、移住者・町民、又は双方に住宅の提供をする者が行う住宅改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金の交付をすることにより、移住者・町民の経済的負担を軽減するとともに、空き家の活用と、本町への移住定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 越知町空き家バンク制度実施要綱（平成26年越知町告示第21号）の規定により空き家バンクに登録された居住用家屋をいう。
- (2) 荷物の片付け 居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定された家電製品は除く。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町税等について、世帯員を含め滞納がある者、又は越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年越知町規則第18号。以下「暴排規則」という。）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者である場合は、対象としない。

- (1) 住宅の所有者を原則とし、後2号に係る者に住宅の提供又は提供予定の住宅所有者
- (2) 本町に住所を有しておらず、本事業完了後は本町に住所を定める者
- (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行い、町内に現に居住している者

(交付の要件)

第4条 補助金の交付対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 住宅に係る賃貸借契約又は売買契約が、借主・買主と住宅所有者との間において締結されていること。ただし、契約前に所有者が行う場合はこの限りではない。
- (2) 住宅を借り受ける者が住宅改修を行う場合は、住宅所有者に改修工事の同意及び原状回復義務の免除について同意が得られていること。
- (3) 住宅を借り受ける者が空き家の荷物整理、運搬及び処分を行う場合は、住宅所有者あるい

は荷物所有者の同意が得られていること。

- (4) 住宅の改修、荷物の片付けは原則として町内業者で行うこと。
- (5) この補助金の交付を受けて改修工事を行う空き家は、補助事業完了の日から12年以上居住の用に供すること。万一空き家となった場合は、空き家バンクに物件情報として掲載すること。荷物の片付けのみ行った場合は5年とする。
- (6) 改修工事に関して、昭和56年5月31日以前に建築された住宅についてはI w1.0以上を満たす耐震改修を行うこと。昭和56年6月1日以降に建築された住宅については、耐震診断を行い、I w1.0以上等条件を満たしていない場合は耐震改修も合わせて行うこと。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 暴排規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者を契約の相手方としないこと。
- (10) 住宅改修又は荷物の整理をしようとする住宅は、空き家バンクに登録してある物件であること。
- (11) 店舗兼住宅の改修をしようとする場合は、居住用部分のみとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅改修に関しては、改修設計、又は改修工事（以下「改修工事」という。）に要する費用とする。ただし、照明器具等の備品は対象外とする。荷物の片付けは、空き家の荷物整理、運搬及び処分に要する費用とする。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定された家電製品は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 空き家改修は1,824,000円を限度とする。ただし、補助金の額が50,000円未満となる場合は交付しない。
- (2) 荷物の片付けは100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、越知町空き家改修費等補助金交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書によりこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、越知町空き家改修費等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(申請受付の打切り)

第9条 交付決定額が当該年度の予算に達したときはその時点において当該年度の申請受付を打ち切るものとする。

(計画の変更)

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ越知町空き家改修費等補助金変更申請書（別記様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更の決定)

第11条 町長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、越知町空き家改修費等補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、越知町空き家改修費等補助金実績報告書（別記様式第5号）により、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、前条の補助金の確定後に補助金請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、補助金の請求をするにあたり、その請求及び受領について、改修工事又は荷物の片付けを行った業者に委任する場合は、補助金請求書に代理請求及び代理受領委任状（別記様式第7号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「改修工事又は荷物の片付けを行った業者」と読み替えるものとする。

3 町長は、前項の請求書を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第15条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき、又は、第4条の要件を欠く理由が生じたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供してはならない。ただし、町長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

別記様式第1号 (第7条関係)

別記様式第2号 (第8条関係)

別記様式第3号 (第10条関係)

別記様式第4号 (第11条関係)

別記様式第5号 (第12条関係)

別記様式第6号 (第14条関係)

別記様式第7号 (第14条関係)